

申請先：財団法人全国地域情報化推進協会 事務局

「業務ユニット」製品 PF準拠確認チェックリスト

APPLIC 登録番号: K000447-0004 ★APPLICで記載

※赤字部分は、V2.2からV2.4の変更箇所、青字部分は、V2.4からV2.5の変更部分をしめす。

(1) 対象標準とバージョン

APPLIC-0010-2010
・自治体業務アプリケーションユニット標準仕様 V2.3
・プラットフォーム通信標準仕様 V2.1

(2) PF準拠確認対象製品やシステムの情報と連絡先

(a) 申請日(西暦年月日): 2011年1月12日

(b) 申請区分(新規、修正、破棄): 新規

(c) 申請者

団体名: 株式会社モシステムズ
団体のURL: http://www.ryomo.co.jp/
APPLIC会員番号: K000447
★識別キー項目1 (識別キー項目4つでユニークになるように申請者が指定する)

(d) 製品情報

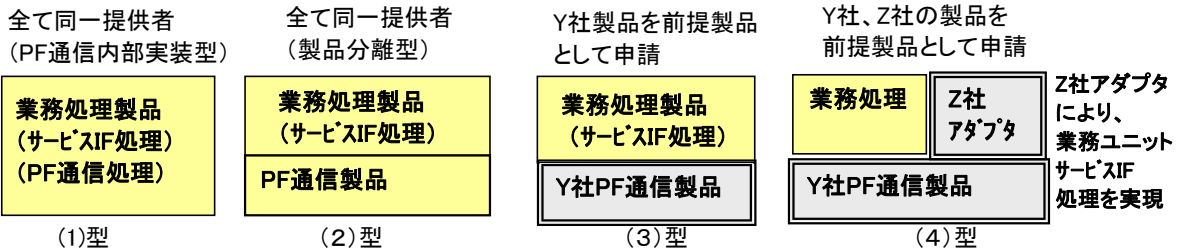
代表製品名: G.Be_U ★識別キー項目2
製品説明のURL: http://www.ryomo.co.jp/html/product/municipality/gbeu.html
複数製品で構成する場合追記:
複数製品で構成する場合追記:
複数製品で構成する場合追記:

製品識別情報(バージョン等): V1.0 ★識別キー項目3

リリース日(予定)(西暦年月日): 2011年3月1日

対応OS: Red Hat Enterprise Linux5.5

製品の形態((1)型から(4)型): (1)型



前提となるPF通信製品
前提PF通信製品名:
前提PF通信製品名:
前提のアダプタ製品名:

※1 (2)型から(4)型の場合、既に、準拠登録申請してあるPF通信機能を実装する製品名を記載する。
※2 (4)型の場合、業務ユニットのサービスインタフェースを実現するアダプタ製品の製品名を記載する。

【付録2】

地域情報プラットフォーム準拠確認チェックリスト：「業務ユニット」

(3)PF準拠確認対象業務ユニットの申請リスト			★識別キー項目4
今回の準拠登録申請の対象業務ユニットのみに○をつける↓			
番号	業務ユニット名	準拠確認対象	
1	住民基本台帳	○	
2	印鑑登録	○	
3	外国人登録	○	
4	選挙人名簿管理	○	
5	固定資産税	○	
6	個人住民税	○	
7	法人住民税	○	
8	軽自動車税	○	
9	収滞納管理	○	
10	国民健康保険	○	
11	国民年金	○	
12	障害者福祉	○	
13	後期高齢者医療	○	
14	介護保険		
15	児童手当	○	
16	生活保護		
17	乳幼児医療	○	
18	ひとり親医療	○	
19	健康管理	○	
20	就学	○	
21	戸籍		
22	子ども手当	○	
30	住登外管理	○	
50	財務会計		
51	庶務事務		
52	人事給与		
53	文書管理		

備考欄(前提条件や制限事項)

申請先: 財団法人全国地域情報化推進協会 事務局

「業務ユニット」製品 PF準拠確認チェックリスト

APPLIC 登録番号: K000447-0004 ★APPLICで記載

※赤字部分は、V2.2からV2.4の変更箇所、青字部分は、V2.4からV2.5の変更部分をしめす。

(1) 対象標準とバージョン

APPLIC-0010-2010
 ・自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V2.3 (XMLスキーマ、WSDL)
 ・プラットフォーム通信標準仕様V2.1 (common-2010-01.xsd)

(2) PF準拠確認対象製品やシステムの情報と連絡先

(c) 申請者

団体名: 榎両毛システムズ ★識別キー項目1

(d) 製品情報

代表製品名: G.Be.U ★識別キー項目2

製品識別情報(バージョン等): V1.0 ★識別キー項目3

(3) PF準拠確認チェック項目(準拠ルール)

◎: 対応、○: 制限事項(制限事項はシートの備考欄に記載あり) ↓

番号	要件	準拠ルール	必須/選択	製品・システム確認	APPLIC確認欄
2	印鑑登録	印鑑の登録・廃止・印鑑証明の発行等を行う。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様の【業務1-4.7.8.9(2印鑑登録)業務1-13】を参照)		◎	
2-1	印鑑登録ユニットが提供する機能を持つ	業務ユニットは、業務標準仕様の機能一覧で定義される各機能を持つこと。なお、機能のグループや階層構造は機能一覧の内容と異なっても良い。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-4】の機能一覧を参照)	必須	◎	
2-2	印鑑登録ユニットのデータ項目を持つ	業務ユニットは、標準書のインターフェース仕様で規定されているデータ項目を提供できること。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-7】のインターフェース仕様(ユニット)、【業務1-8】のデータ一覧を参照)	必須	◎	
2-3	印鑑登録ユニットのインターフェースを持つ	業務ユニットは、標準書のインターフェース一覧で規定されている、業務ユニットのSOAPのサービス呼び出しの 応答 インターフェースを持つこと。 インターフェース番号2-1: 識別番号⇒印鑑登録情報 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-9】のインターフェース一覧を参照) なお、上記インターフェースについて、標準書のWSDL定義に従うこと。(自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-11】のWSDL定義を参照)	必須	◎	
2-4	コード辞書に対応	業務ユニットは、利用側の業務ユニットとのデータ連携時(SOAP)に、標準書のコード辞書に定義された値に変換できること。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-13】のコード辞書を参照)	必須	◎	
2-5	PF通信機能を持つ	①業務ユニットは、PF通信標準仕様のPF通信機能(SOAP)を持つこと。	必須	◎	
		②業務ユニットは、PF通信標準仕様のXML定義仕様を満たすXMLの処理、及び、 プラットフォーム通信標準仕様として公開されるXMLスキーマにて定義される共通ヘッダ の処理ができること。	必須	◎	
		③業務ユニットは、PF通信標準仕様のメッセージ交換パターンの1つである「リクエスト・レスポンス型同期型レスポンス」のPF通信を行えること。	必須	◎	

備考欄(前提条件や制限事項)